

KASAMATSU

広報

かさまつ



沿道に咲くコスモス

	ページ
●第3回笠松町議会定例会開会	2
●美しいまちづくり条例施行	5
●町内会単位による資源ごみ分別回収	6~7
●かさまつまちづくりガイド	8~9
●情報BOX	14~19

2006
NO.953

10

第三回

笠松町議会定例会開会

平成十八年第三回笠松町議会定例会が九月五日から二十二日まで開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

笠松町光文庫整備基金条例について

篤志者による図書整備に充てる指定寄付一億円に対して、備品・工事等の入札差金および基金の運用から生じる収益を光文庫整備基金として積立てるための条例を整備するもの。

笠松町非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町地域密着型サービス運営協議会の設置（平成十八年十月一日）に伴い、当該委員の報酬および費用弁償について規定するもの。
報酬額 日額 五千四百円
費用弁償 行政職給料表六級の職務にある者の旅費の例による

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

平成十八年六月二十一日、健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、笠松町福祉医療費の助成に関する条例についても、健康保険法等に関する記述部分において、字句等の変更をす

る必要があるため、所要の整備を行うもの。

・特定療養費
・保険外併用療養費
・入院時食事療養費に係る標準負担額
・入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額

・入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（新設）
笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を行うもの。
一部負担金の改正
現役並み所得を有する高齢者の一部負担金 二割 三割
出産育児一時金の引上げ
一件当たり支給額 三十万円 三十五万円

岐阜県市町村退職手当組合規約の一部を改正する規約について

平成十八年三月二十七日の安八郡豊侯町の大垣市への（編入）合併によるもの。
補正予算
平成十八年度一般会計

平成十九年度の下羽栗保育所民営化に向けての厨房棟建築をはじめとする施設の整備費、介護予防事業として基本

健康診査時に六十五才以上の高齢者の中から特定高齢者（要支援・要介護になる可能性のある高齢者）を把握するために生活機能評価判定料が必要となったことに伴う委託料、中央公民館アスベスト除去工事およびそれに合わせて行う床、ステージの改修工事費など総額一億八千三百九十一万円を増額補正するもの。

平成十八年度国民健康保険特別会計
健康保険法などの一部を改正する法律が公布されたことに伴う出産育児一時金支給額の増額および老人保健拠出金の確定に伴う増額、保険財政共同安定化事業の創設に伴う拠出金など総額一億二千四百四十八万四千円を増額補正するもの。

平成十八年度介護保険特別会計
平成十七年度精算による国

庫、支払基金への償還金と一般会計への繰出金および基金への積立金の増額、地域密着型サービス運営協議会設置による委員報酬および需用費など四千二百五十八万四千円の増額補正するもの。

平成十七年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剩

余金の処分について

給水戸数の増加などにより、三千三百五十三万一千二百四十三円の純利益となった。

なお、剰余金四千四百二十一万六千九百九十九円については、減債積立金一千万円、建設改良積立金二千三百万円を積立し、総額一千二百二十一万六千九百九十九円を翌年度へ繰り越した。一戸当たりの一月平均使用水量は二十八・六立方メートルで平均使用料金は二千四百二十三円であった。

【追加議案】

平成十八年度一般会計補正予算
中央公民館のアスベスト除去工事に合わせ大ホール等の警備の追加工事など所要の補正、総額三百二十九万九千円の増額補正をするもの。

【意見書】
岐阜県裏金問題の全容解明と関係者の厳正な処分及び裏金の全額返還並びに再発防止策を求める意見書について

下羽栗保育所を民営化

（平成十九年四月から）

町では、平成十七年二月に策定した行財政改革推進プランに沿って、沿い各種施策の見直しを進めているところである。

その一つとして町立保育所の民営化があり、子育て支援を行うため町が設立した財団法人笠松町地域振興公社に平成十八年度から第一保育所の設置運営主体を移行しました。

本年度は、下羽栗保育所の平成十九年度からの民営化を目指し、諸準備を行っているところであり、松枝保育所についても順次民営化を進める計画です。

町立保育所の民営化の主な目的は、国が示す官から民の流れを受け、公立保育所運営に係る

国や県の負担金制度が廃止されたことに対して、町立保育所を民営化することで従来どおり負担金を受け、必要な財源を確保することにより、子育て支援の充実を図るうとするものです。さらに、給食の提供にあわせて食育教育や創意工夫による個性的な保育運営を目指すものです。

また、民営化するにあたっては、保育環境の変化が生じないよう現在の保育士ができる限り引継ぎ、園児や保護者の不安がないよう進めてまいります。

なお、保育料の決定や徴収、入所手続きなどは、今までどおり町で行います。

百歳おめでとう

加藤久子さんへ長寿者褒賞

九月八日に満百歳を迎えられた加藤久子さんを広江町長が訪ね、おめでとうございます。いつまでもお元気で」と祝状と祝金十万円を贈り、長寿をお祝いしました。

長寿をお祝い 敬老会・敬老のつどいを開催



敬老会

九月十三日、八十八歳のかた十八人を料亭「吹原」に招き敬老会を開催しました。当日は、広江町長のあいさつのもと、加藤県議会議員をはじめとする来賓のかたがたが、一人ひとりに「いつまでもお元気で長生きしてください」とお祝いの言葉をかけられました。出席された皆さんは、鮎料理に舌鼓を打ちながら終始、和やかに歓談され、楽しいひとときを過ごされました。

また、九月十八日には、七十五歳以上のかたを中央公民館に招いて、敬老のつどいを開催しました。広江町長のあいさつ、来賓の祝辞に続いて、音楽文化創造ネットワーク岐阜のみなさんの演奏で大いに盛り上がりました。その後、健康事業として会場の皆さんと一緒に音楽に合わせて楽しく体を動かししました。



敬老のつどい

サービスの概要

自立支援給付(平成18年4月から / 10月から)

介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・児童デイサービス・短期入所(ショートステイ)・療養介護・生活介護
施設入所支援・共同生活介護(ケアホーム)

訓練等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助(グループホーム)

自立支援医療(平成18年4月から)

従来の更生医療・育成医療・精神通院公費

補装具費の支給(平成18年10月から)

補装具の購入や修理にかかる費用の支給

地域生活支援事業(平成18年10月から)

相談支援・地域活動支援センター・移動支援・日常生活用具の給付・コミュニケーション支援 など

障害者自立支援法が十月から完全施行されます

福祉健康課

障害者自立支援法は、これまで障害の種類などによって異なっていた福祉サービスを再編し、障害のあるかたが地域で自立した生活を送ることを目指す制度です。

新しい仕組みとは？
障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、同じ制度でホームヘルプサービス

この法律が、十月一日から完全施行されることに伴い、新しい

い仕組みでのサービスを利用されるかたは、申請が必要となる場合があります。
入などの必要な障害福祉サービスを受けることができます。
障害福祉サービスの必要性を判断するため、羽島市・羽島郡二町で共同設置する認定審査会で判定します。
【問合せ先】
福祉健康課 ☎ 388 7171

見て聞いて感じて 心で会話をした四日間

(青少年海外派遣事業)

今年で十二回目を迎えたグアム派遣研修。今年八月二十二日(火)から二十五日(金)までの三日四日の日程で、二十人の中学生をグアムへ派遣しました。

研修では、現地イナラハン中学校との交流やチャモロ民族村、亜熱帯植物園での研修などグアムの風土や文化に触れ、国際感覚を養いました。なかでも、現地イナラハン中学校との交流は、これまでになく充実した時間を過ごしました。



海外派遣事業に参加して
笠松中学校二年

宮崎有理子

私は、とにかくイナラハンの子と仲良くなるぞ、と思っていました。派遣当日、初めてグアムに来て、日本との違いに気が付く事ができました。一つ目は、

自然です。とにかく緑が多くて、海もキレイで、水平線を見たのも初めてでした。日本も、こんな緑あふれる国になると良いな

あ、と思いました。二つ目は、グアムの人は親切でもしろいと思えました。出迎えをしてくれた先生達もすごく優しくうでした。二日目は、いよいよイナラハン中学校の子と会って、初めは緊張して話しかけたりできなかったけど、自分の英語が伝わった時はすごく嬉しくて、それからは、たくさん話をしたり、打ちとける事ができました。グアムの郷土料理は、現地の子はおいしそうに食べていたので、日本とは食文化も全然違うなあと、思いました。三日目は、前日の経験もあって、すぐに打ちとける事ができました。

自分たちが考えたゲームが盛り上ったのも嬉しかったです。イナラハン中学校の子を見せてくれたダンスは、グアムの伝統的

なダンスを知ることができて良かったです。全体としては、イナラハン中学校の子と仲良くなれたのがすごく良かったと思うし、笠松中学校の子で、違う学年の子とも仲良くなれたので嬉しかったです。また、グアムと日本の違いもたくさん見つかったので、意味のある研修になったと思います。この経験を自信につなげて、友達になった子と手紙やメールのやりとりをしたり、これからも交流を深めていきたいと思いました。



チャモロダンスに挑戦する派遣者

り、木曾川などの自然もたくさんあるところです。

一方グアムは、山はたくさんあつたけど、川や田んぼなどはそんなになく、スーパーマーケットや工場、ホテルなど、建て物がたくさんありました。そう思うと、笠松の方が住みやすい場所だなあと思いました。

「グアム」と「日本」の違いと言われて、バツと思いつくもの。「文化」の違いです。日本の文化は、静かな雰囲気のものが多いですが、グアムは正反対。盛り上がる文化が中心です。だから、グアムの人たちは、明るくて、とてもフレンドリーなんだなあと思いました。他にもグアムはアメリカ圏だけあって、とつてもレディーファーストな所です。そこも日本とは大違い。日本人は我先にと、自分を優先します。だけどグアムは、相手に譲る人たちが多くて、日本人とは違うと思いました。

この研修で、「日本」と「グアム」の文化、食、生活の違いなど、さまざまな違いを発見することができました。その違いを発見したことによって、さらに「日本」が好きになったし、グアムに行った日より、今の方がグアムも好きになれたのでよかったです。

また、海外へ行ったら、「日本との違い」や「笠松との違い」を発見して、自分への財産にできたらいいなあと思いました。

日本とグアムとの違い
笠松中学校一年

日比野 愛

「日本」と言われると、京都・大阪など、古くからいろんな人々に慕われてきた町をイメージします。笠松も、田んぼなどがあ

明るい選挙ポスター 優秀賞決定

町明るい選挙推進協議会の「明るい選挙啓発ポスター」の募集に、小・中学校の児童生徒の皆さんから九十二点の応募がありました。

九月八日に審査会が開かれ、次の皆さんの作品十点が優秀賞に選ばれました。

なお、この作品は県選挙管理委員会主催のコンクールに出品されます。(敬称略)

【小学校の部】

岩田英典・廣瀬未佳・内田光咲・武重有郁・高木涼太(以上、笠松小五年)

【中学校の部】

橋本悠希・今井彩絵(以上、笠松中一年)渡辺綾香・横田恭子・尾藤公治(以上、笠松中二年)



力作揃いのポスター審査会

美しいまちづくり条例 10月1日施行

安全で快適な環境を保ち、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とした『笠松美しいまちづくり条例』が10月1日から施行されます。（広報7月号で既報）
次のような行為は禁止となり、処分を受けることがあります。

空き缶等のポイ捨て



持ち帰ったり、回収容器へ収納しましょう

容器等の散乱放置



事業者は回収容器の設置・適正管理をしましょう
ごみステーションを清潔に保持しましょう

飼い犬等のふんの放置



散歩時には回収容器を携帯しましょう

雑草の繁茂^{はんも}の放置



雑草が生い茂らないようにしましょう

指導・勧告

措置命令

氏名等の公表

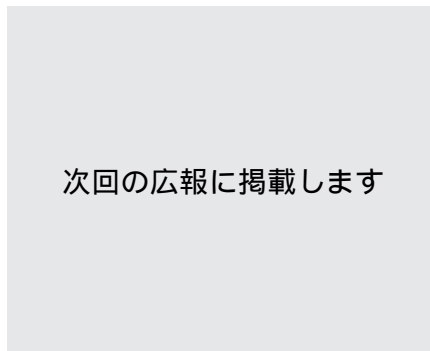
5万円以下の
罰金・過料



泉町町内会 9月12日スタート



中門間町内会 9月13日スタート



北門間町内会

次回の広報に掲載します

平成18年10月から町内会単位の資源ごみ分別回収が始まる町内会

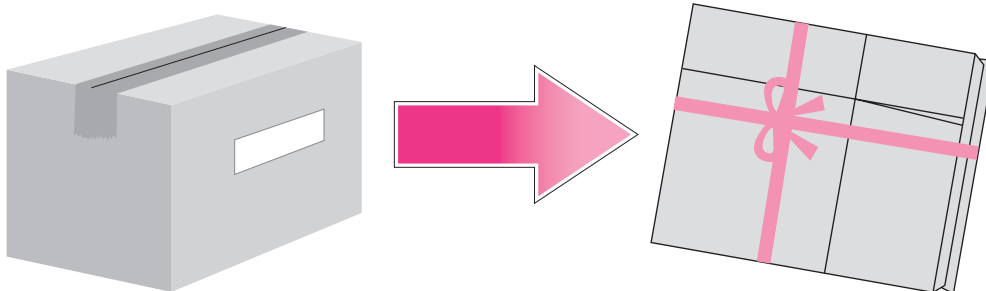
下柳川町、朝日町、田代西、長池西、北及第2、米野

注意! 間違いが多い資源ごみ

先月号に続き今月号でも、資源ごみの中で特に多いルール間違いを掲げました。皆さん、注意して出してくださいませようお願いします。

☆ダンボール…  のマークが付いたものが対象です。

- ※箱のまま出さずに、つぶして紐で十文字にしばって出してください。
- ※送り状、箱を閉じてあったガムテープ等の粘着テープや留め金は、はずしてください。
- ※紙製容器包装の混入が目立ちますので注意してください。



☆紙製容器包装…  のマークが付いているものが対象です。

- ※箱のまま出さずに、つぶして紙製の手提げ袋に入れて出してください。
(紙の手提げ袋が無い場合は紐でしばってください。ガムテープ止めは禁止です。)
- ※ラップ、トイレトペーパーの芯は、**家庭系燃えるごみに出してください。**
- ※薄いダンボールの混入が目立ちますので注意してください。
- ※出す日の間違いを多く見かけます。**カン・ビンと同じ日**ですのでお間違えのないように。



『混ぜればごみ 分ければ資源』 1人1日100グラムごみ減量運動推進中

わずか100グラムの減量でも、全町民が取り組めば年間約800トンも燃やすごみを減らせます。(笠松町の年間焼却量は約8,000トンです。)

町内会単位による資源ごみ分別回収 10月から全町的に回収始まる！

昨年度の6町内会によるモデル事業に続き、今年4月から本格的に進めてきました町内会単位による資源ごみの分別回収事業が、9月末までに全町内での体制が整い、いよいよ10月から一斉に始まります。

これに先立ち各町内会では、説明会が開催されたり、幾度も会議を持たれたり、また、独自の案内チラシを作成されるなどさまざまな活動が展開されました。これもひとえに、町内会の皆様のご理解とご協力により、町が推進しています行財政改革のテーマである**住民協働（自助・共助・公助）**の機能が発揮されたものと深く感謝いたします。

今後、本格的にこの事業が進められて行きますが、全町的に資源ごみの分別回収がより良い方向に進められることは、町の大きな課題でもあります。「ごみの削減＝ごみ処理経費の削減」だけでなく、**住民協働による循環型システム構築**に向け、大きな一歩が踏み出されたものです。また、今に生きる私達だけでなく子々孫々に豊かな生活環境を残す第一歩とも言えます。

今後も、皆様のご理解とご協力が欠かせないものと考えていますので、ご協力をお願いします。なお、次月号からは各町内の特徴的な取り組みを掲載する予定です。



西町町内会 8月29日スタート



東金池町町内会 9月1日スタート



無動寺町町内会 9月4日スタート



奈良町町内会 9月5日スタート



江川町町内会 9月7日スタート



田代中町町内会 9月11日スタート



東宮町町内会 9月12日スタート



上本町町内会 9月12日スタート



司町町内会 9月12日スタート

■利用できる介護サービスの種類

利用できる在宅サービスの種類は、「要支援1・2の人」と「要介護1～5の人」とでは変わりませんが「要支援1・2の人」では利用できるサービスの回数(利用量)が今までより少なくなります。

サービスの種類	【介護予防給付】 要支援1・2の人	【介護給付】 要介護1～5の人
在宅サービス 訪問介護（ホームヘルプ） 通所介護（デイサービス） 短期入所（ショートステイ） 福祉用具の購入・レンタル 住宅改修（手すりの取り付けなど） など	○ ※介護予防に重点を置いたサービスになります。	○
施設サービス （特別養護老人ホームなどに入所）	×	○
地域密着型サービス《新設》 ・住みなれた地域での生活を支援するサービスです。	○	○

■介護サービス計画（ケアプラン）の作成

・「要支援1・2」と認定された人は、地域包括支援センターで介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成します。

【笠松町地域包括支援センター（笠松町社会福祉協議会内 ☎388-7133）】

・「要介護1～5」と認定された人は、従来どおり介護支援事業所で介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

■申請から認定までの手順

申請書の提出

○申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証(40～64歳の方は医療保険の被保険者証も必要です)
- ・かかりつけ医の氏名・病院名

町の窓口

○提出先

- ・役場本庁舎 福祉健康課 窓口、福祉健康センター

訪問調査

医師の意見書

・調査員が自宅などに訪問し、本人・家族から聞き取り調査を行います。

・町よりかかりつけ医に意見書の作成を依頼します。

介護認定審査会による審査判定

・訪問調査の内容と医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家により審査判定されます。

要介護度の認定・結果通知

・審査会の判定結果をもとに町が要介護度の認定を行います。

・原則として申請から30日以内に、町から認定結果通知書と結果が記載された保険証を郵送します。

ケアプランを作成しサービスを利用

○詳しくは福祉健康課(☎388-7171)またはホームページをご覧ください。

かさまつまちづくりガイド

－町が取り組む施策や事業について
わかりやすくご紹介します－

⑦ 介護保険制度 ～新しいサービス体系と 申請からサービスの利用まで～

介護保険制度が始まって7年目を迎えました。在宅サービスを中心に利用が急速に拡大するなど、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度は着実に定着してきました。

しかし、高齢化は今後さらに進み、介護を必要とする高齢者や認知症の高齢者の増加が、今以上に見込まれています。

そこで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、また将来にわたり安定した介護保険運営がしていけるよう、介護保険制度が見直され、平成18年度より新しいサービス体系となりました。

☆介護サービスを利用するためには、認定が必要です。

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

■要介護度と状態像のめやす

従来の認定区分	4月からの認定区分	状態像のめやす	利用できるサービス
要支援	要支援1	日常生活上の基本的動作は、ほぼ自分でできるが、現在の状態を維持し要介護状態とならないよう何らかの支援を必要とする状態	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防給付の「在宅サービス」「地域密着型サービス」が利用できます。 施設への入所はできません。
要介護1	要支援2	要支援1の状態から、日常生活上の基本的動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	
	要介護1	要支援2の状態から、日常生活上の基本的動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付の「在宅サービス」「地域密着型サービス」または「施設サービス」が利用できます。
要介護2	要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作について部分的な介護が必要となる状態	
要介護3	要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作について著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
要介護4	要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活が困難な状態	
要介護5	要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしでは日常生活が不可能な状態	



3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)(H17.4.1現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	10:00～10:15 15:00～15:15	12:15～13:00

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況(H17.1.1～H17.12.31)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
4,400日	844.8日	110人	7.7日	19.2%

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(H17.4.1～H18.3.31)

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(H17.4.1～H18.3.31)

(単位:人)

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	5	9	0	0	14
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行動等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修機関における研修の状況(H17.4.1～H18.3.31)

研修機関	研修回数	参加者数
岐阜県市町村職員研修センター	25回	55人
岐阜地域広域市町村圏協議会	3回	3人

(2) 評定の状況(H17.4.1～H18.3.31)

評定の回数	評定の時期	評定の対象人数
1回	11月	151人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H17.4.1～H18.3.31)

健康診断の種類	受診者数
人間ドック	97人
定期健康診断	53人

育児休暇等(7人)除く

(2) 公務災害補償制度の状況(H17.4.1～H18.3.31)

加入団体	制度概要	災害件数
地方公務員災害補償基金 岐阜県支部	地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、および必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	1人



8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(H17.4.1～H18.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(H17.4.1～H18.3.31)

継続件数	不服申立件数
0	0

平成17年度の人事行政の運営等の状況を公表します

1 職員の任免に関する事項

(1) 職員採用の状況 (H17.4.1~H18.3.31)

区 分	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	0	0	0
医療職	0	0	0
技能労務職	0	0	0
計	0	0	0

(2) 職員の退職の状況 (H17.4.1~H18.3.31)

定年退職	1人
勸奨退職	4人
普通退職	1人
分限免職	0人
懲戒免職	0人
失職	0人
死亡退職	0人
計	6人

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在) (単位:人)

区 分	部 門	職員数	
		平成17年	平成18年
一般行政	総務企画	41	41
	税務	13	12
	民生	44	42
	衛生	10	10
	商工	2	2
	農林水産	2	2
	土木	9	9
	議会	3	3
計	124	121	
教 育	19	19	
普通会計	143	140	
公営企業等	水道事業	3	3
	下水道	6	5
	介護	3	2
	国保	2	3
	計	14	13
合 計	157	153	

2 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額 (H17.4.1現在) (単位:百円)

区 分	平均給料月額
一般行政職	3,447
税務職	3,117
看護・保健職	2,744
福祉職	3,437
企業職	2,818
技能労務職	2,818
合 計	3,364

(2) 初任給基準 (H17.4.1現在) (単位:円)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	170,700	148,500	138,800

区 分	短大3卒
看護師	186,200

(3) 一般行政職の級別職員数の状況 (H17.4.1現在)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事・技師	主任・主任技師	主査・技術主査	主任主査・主任技術主査	副主幹	課長・技監・参事	部長・参与	
職員数	0	1	24	21	19	19	16	8	108
構成比	0.00%	0.93%	22.22%	19.44%	17.59%	17.59%	14.81%	7.41%	100.00%
参考	1年前の職員数	0	27	18	31	19	16	7	120

(4) 職員手当の状況 (H17.4.1現在)

区 分	支給の内容															
管理職手当	課長級以上の管理職員に対して支給 給料月額 × 役職に応じた支給率 (9~13%)															
扶養手当	配偶者 13,500円/月 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 6,000円/月 (ただし、扶養手当の支給対象にならない配偶者がある場合、扶養親族のうち1人6,500円) 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人 11,000円/月 その他の親族 5,000円/月 16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算															
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し 家賃額に対応して支給 月額27,000円以内 自宅に係る手当 新築または購入後5年間支給 2,500円/月															
通勤手当	交通機関等利用者 最高支給額55,000円/月 運賃相当額 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者に距離に対応して支給 月額2,000円(2km以上5km未満)~24,500円(60km以上)															
特殊勤務手当 (選挙事務除く)	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に支給 ・感染症防疫作業手当 1,000円/日 ・死体取扱手当 1,000円/回 ・犬・猫等死体取扱手当 300円/回 ・葬儀自動車運転手当 25,000円/月 ・火葬手当 35,000円/月															
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍) ・休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)															
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務したときに支給 ・勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍)															
夜間勤務手当	深夜(22時から翌朝5時の間)に正規な勤務時間が割り振られた職員に支給 ・勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 0.25倍															
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 4,200円/回															
管理職員 特別勤務手当	課長級以上の職員で、臨時または緊急の公務のため、週休日、祝日または年末年始の休日に勤務した管理職員に支給 8,000円/回 (勤務時間が6時間を越える場合は、上記額に150/100を乗じて得た額)															
期末手当 勤勉手当	(支給割合) 6月期 1.4月分 0.7月分 12月期 1.6月分 0.7月分 計 3.0月分 1.4月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有															
災害派遣手当	災害応急対策または災害復旧のため町に派遣された職員が、住所または居所を離れて町の区域に滞在することを要する場合に支給 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の利用区分</th> <th>公用の施設又はこれに準ずる施設</th> <th>その他の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞在期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30日以内</td> <td>3,970円/日</td> <td>6,620円/日</td> </tr> <tr> <td>31日から60日以内</td> <td>3,970円/日</td> <td>5,870円/日</td> </tr> <tr> <td>61日以上</td> <td>3,970円/日</td> <td>5,140円/日</td> </tr> </tbody> </table>	施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設	滞在期間			30日以内	3,970円/日	6,620円/日	31日から60日以内	3,970円/日	5,870円/日	61日以上	3,970円/日	5,140円/日
施設の利用区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設														
滞在期間																
30日以内	3,970円/日	6,620円/日														
31日から60日以内	3,970円/日	5,870円/日														
61日以上	3,970円/日	5,140円/日														
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.00月分 27.30月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度 59.28月分 59.28月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)															

平成19年度保育所(園)入所(園)受付がスタート

平成19年4月から入所(園)を希望されるかたの受付を開始します。

入所する保育所(園)は、保護者が自由に選ぶことができます。

【対象者】 町内在住で保護者が勤めや内職・自営業に従事、病気、出産、看病などの理由で保育ができないと認められる家庭の児童

障害のある児童の保育は、笠松保育園で行っています。

【受付期間】 10月2日(月)~23日(月)

【受付場所】 各保育所(園)

【申請用紙交付場所】 各保育所(園)福祉健康課(役場窓口)、福祉健康センター、北事務所

【添付書類】 勤務証明書、内職証明書など

詳しいことや年度途中からの児童の入所、他市町村の保育所(園)への入所(園)を希望されるかたは、北事務所へおたずねください。

松枝保育所(北及1783) ☎387-2298

第一保育所(上新町172) ☎387-2664

下羽栗保育所(無動寺228) ☎387-2496

笠松保育園(西宮町44の2) ☎387-2947

北事務所(東陽町44の1) ☎387-6266



保育所(園)の概要

保育所(園)	松枝保育所	第一保育所	下羽栗保育所	笠松保育園
対象年齢	1歳6か月~就学前	3か月~年少前	1歳6か月~就学前	1歳~就学前
保育料	入所(園)を希望する児童の属する世帯の課税額の合計により算出			

保育所(園)の主な行事

松枝保育所 / 下羽栗保育所

・入所式(4月)・七夕の集いと親子遊び(7月)・運動会/遠足(10月)・お店屋さんごっこ(11月)・クリスマス会/マラソン大会(12月)・豆まき(2月)・生活発表会/卒園(終了式)(3月)

第一保育所

・入所式(4月)・七夕の集いと親子遊び(7月)・運動会(10月)・クリスマス会(12月)・豆まき(2月)・卒園(終了式)(3月)

笠松保育園

・入園式(4月)・七夕まつり(7月)・運動会/いも掘り/遠足(10月)/一日動物村(11月)・餅つき大会(12月)・お店屋さんごっこ(1月)・卒園式(3月)

町立保育所(松枝・下羽栗保育所)運動会

親子のふれあいを大切にし、子どもの体力づくりを目的として、町立保育所(松枝・下羽栗保育所)運動会を開催します。皆さんお誘い合わせのうえ、お出かけください。

【月 日】 10月8日(日)

※雨天の場合は、10月9日(祝)

【時 間】 午前9時30分~正午

【場 所】 各保育所の園庭





昨年のキャラクターショー

【時間】午前9時30分～午後3時30分

【場所】木曾川河畔笠松みなと公園

テーマ「大河の恵み」

キャッチフレーズ「川で結ばれる飛騨と笠松」

各種のステージイベント、Eポート大会、川舟遊覧、乗馬体験、ミニSLなどの多彩な催しを行います。

また、船頭鍋をはじめ食べ物や物販などの店も多数出店します。

大抽選会の抽選券は当日、会場内で配布し、会場中央の本部テントで午後3時まで受付します。

皆さん、お誘いあわせのうえ、是非ご来場ください。

【問合先】かさまつまちづくりイベント実行委員会

☎388-1114

時間	ステージプログラム
9:30	オープニングプロローグ 和太鼓演奏〔松枝小学校〕
	オープニングセレモニー 開会宣言 和太鼓演奏〔松枝小学校〕 あいさつ・来賓紹介
9:50	朝の合唱〔ぎふ児童合唱団〕
10:10	園児の演技 笠松保育園～笠松幼稚園～町立保育所 ～笠松双葉幼稚園
	11:30
12:15	円城寺芭蕉踊り
12:40	和太鼓演奏〔笠松清流太鼓〕
13:10	ブラスバンド演奏〔笠松中学校ブラスバンド部〕
13:40	ポケットモンスター(キャラクターショー) 『マサトと不思議な洞窟』
	14:15
15:00	ファイナルステージ
15:15	大抽選会
15:30	終了

スポーツ レクリエーション

SPORTS&RECREATION

町民ソフトテニス大会

8月20日(日)

緑地公園内テニスコート(敬称略)

▶一般男子の部

- 優勝 井上兼次・田中誠大
- 準優勝 木股孝樹・服部 宣
- 3位 青木崇将・金森俊樹
- 〃 斉藤大志・松原有輝

▶一般女子の部

- 優勝 河野登紀枝・有里真奈美
- 準優勝 井上春美・猪俣房子
- 3位 坂本真佑・加藤真弓
- 〃 高橋七菜・山田紗矢香

▶中学生以下男子の部

- 優勝 住吉 涼・福井康二
- 準優勝 池田隼大・間形俊介
- 3位 奥田龍之介・山本寛空
- 〃 長谷川武志・岩村俊明

▶中学生以下女子の部

- 優勝 田中希和・佐々木桃代
- 準優勝 花村英里・大塚千紘
- 3位 岩田真穂・葛谷華奈子
- 〃 山田理佐子・花村有希

なお、中学生以下女子の部で田中希和さんが町民大会では初の4連覇を達成されました。

町民ソフトボール大会

8月20・27・9月3日 米野運動場ほか

▶ファーストピッチの部

Aブロック

- 優勝 春日・東陽・常盤町
- 準優勝 朝日町
- 3位 長池東
- 〃 長池西

Bブロック

- 優勝 米野
- 準優勝 田代西
- 3位 北及第2
- 〃 中野

▶スローピッチの部

- 優勝 美笠3
- 準優勝 上柳川町
- 3位 田代中A
- 〃 無動寺

全国高校総合体育祭で優勝の田島さん姉妹を表彰

8月8日、神戸市で開催された全国高校総合体育祭テニス女子ダブルスで優勝した田島亜也奈さんと杏奈さん姉妹(無動寺)の功績をたたえ、8月28日、役場で広江町長が表彰しました。

「ウィンブルドンに出場するような選手になってください。」との町長の激励に笑顔で応えられました。

お二人の今後のご活躍を期待します。

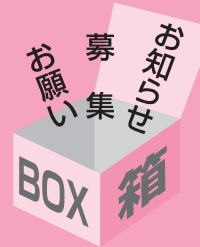


〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111
☎387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 康 セ ン タ ー ☎388-7171
健康センター
中央公民館 ☎388-3231
〔町体育協会事務局〕
歴史民俗資料館 ☎388-0161

松枝公民館 ☎387-0156
総合会館 ☎387-8432
福 社 会 館 ☎387-1121
子 育 て 支 援
セ ン タ ー ☎387-2664
町 社 会 福 祉
協 議 会 ☎387-5332

情報



高齢者インフルエンザ予防接種料の助成について

福祉健康課

町では、インフルエンザの予防接種を受けられた場合に、接種料の一部を助成しています。

【対象者】接種日に60歳以上のかた

【助成回数】1回

【助成額】1,500円

(ただし、接種料が1,500円未満の場合は、その接種料)

【接種期間】10月1日～12月31日

【申請期限】平成19年1月15日(月)まで

【接種医療機関】できるだけ指定医療機関(羽島郡内の医療機関(一部除く))で接種を受けてください。詳しくは、福祉健康課へお問い合わせください。次に該当するかたは助成しますが接種による健康被害が生じた場合は、町では対応できません。

指定医療機関以外で接種されたかた

60歳から64歳までのかた

【指定医療機関で接種される場合】

助成申請書などは医療機関にありますので、直接医療機関に出かけてください。

【指定医療機関以外で接種される場合】

役場福祉健康課、福祉健康センター、松枝公民館総合会館、福祉会館で助成申請書を受け取り、医療機関に出かけて接種を受けてください。

不妊に悩むかたの交流会(れんげ交流会)開催のお知らせ

県保健医療課

県では、不妊に悩むかた同士の交流会と専門相談員による個別相談会を開催します。不妊問題を抱えるかた、お気軽にご参加ください。

【日 時】10月24日午後1時～4時

【場 所】岐阜県健康科学センター

(各務原市那加不動丘1丁目1番地)

【内 容】・不妊に悩むかた同士の交流会

・専門相談員との個別相談(希望者のみ)

・県不妊相談センター相談員による講話

原則予約制ですが、当日参加もできます。

【申込先】県不妊相談センター(☎389-8258)

【問合せ先】県庁保健医療課(☎272-1111内線2546)

休日診療のお知らせ

福祉健康課

10月の休日当番医は次のとおりです。必ず保険証をご持参ください。

なお、当番医が急用などで変更する場合もありますので、前もって役場で確認してください。

下記以外については、羽島郡救急医療情報センター(羽島郡広域連合消防本部内)へ照会してください。

☎388-3799

【内科系】診療時間9時～16時

在宅当番医一覧表

日	医 師 名	所 在	電 話
1	伏見医院 伏見 勝正	岐南町三宅	247-8828
8	サンライズクリニック 美濃輪博英	岐南町野中	247-3322
⑨	吉田胃腸科 吉田 譲	笠松町門前町	387-2217
15	渡辺小児科 渡辺喜代子	岐南町八剣	246-8882
22	赤座医院 赤座 壽	岐南町上印食	247-2626
29	伊藤内科 伊藤 康	笠松町上本町	387-2257

二次的病院一覧表

日	病 院 名	所 在	電 話
1	松波総合病院	笠松町田代	388-0111
8			
⑨			
15			
22			
29			

入院を必要とされるかたは、二次的病院に入院できることになっています。

印は祝日

【歯科系】診療時間10時～16時

在宅当番医一覧表

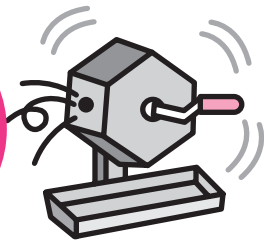
日	医 師 名	所 在	電 話
1	名和歯科医院 名和政行規	笠松町下本町	387-2956
8	西垣歯科クリニック 西垣 公順	笠松町北及	387-5900
⑨	松井歯科医院 松井 恭史	岐南町野中	246-0818
15	みやかわ歯科医院 宮川 泰知	岐南町下印食	272-9988
22	松原歯科医院 松原 成年	笠松町美笠通	387-6600
29	三輪歯科医院 三輪 眞	笠松町円城寺	387-6110

印は祝日

広告を募集しています

航空宇宙産業に貢献する
株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野 ☎387-4361

体育施設の
利用抽選会



10月は「労働保険適用促進月間」

岐阜労働局

一人でも労働者を雇用する事業主は必ず労働保険に加入しなければなりません。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、職場のみなさんが安心して働くための保険制度です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤に起因して、負傷、病気、あるいは死亡された場合に労働者や遺族を保護するために必要な給付を行います。

臨時・アルバイトであっても雇用した労働者は全て対象となります。

「雇用保険」は労働者が失業したとき、教育訓練を受講したとき、または在職中の60歳～65歳未満の労働者の賃金が60歳到達時の賃金に比べて低下した場合や、育児休業・介護休業の取得のために賃金が下がった場合に労働者に必要な給付を行います。

また、事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成制度があります。

パートタイム労働者も、1週間の所定労働時間が20時間以上で雇用見込みが1年以上見込まれる場合は雇用保険に加入しなければなりません。

未加入の事業主はすぐに手続きをしてください。

詳しくは、岐阜労働局労働保険徴収室（☎245-8115）または、最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・労働保険事務組合へお尋ねください。

館藏品展 遺跡と遺物にみる
笠松のあけぼの

【期間】10月13日(金)～12月3日(日)

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】月曜日・祝日の場合はその翌日

【入館料】無料



☎388-0161 / FAX388-0185

運動場・テニスコート（11月分）

【月 日】10月25日（水）

【時 間】午後7時30分～

【場 所】中央公民館

「乳がん検診（集団）」のお知らせ

福祉健康課

乳がん検診（集団検診）を次のとおり実施します。3月の健（検）診申込調査で申し込まれたかたには、ご案内を郵送します。申し込みをしていないかたで検診を希望されるかたは福祉健康課・健康担当（☎388-7171）へご連絡ください。

【対象者】平成18年度中に40歳以上になるかた

【日程・場所・受付時間】

月 日	場 所	時 間
10月13日(金)	総合会館	9:15～11:00
10月25日(水)	福祉会館	9:15～11:00 13:15～14:30
11月 6日(月)	福祉健康センター	9:15～11:00 13:15～15:00

【検診自己負担金】70歳未満700円 70歳以上300円

なお、「かさまつホームカレンダー」の日程が一部変更になっていますのでご注意ください。

「石綿救済法（略称）」に基づく特別
遺族給付金の請求手続きについて

岐阜労働局

石綿ばく露が原因で、中皮腫や肺がんなどの疾病により死亡した労働者のご遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したかたに対し、特別遺族給付金を支給する制度が今年3月から施行されました。

この特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降はその請求ができなくなりますので、早めに請求されることをお勧めします。

なお、石綿を吸引することによって中皮腫や肺がんにかかったかたやその遺族であって、労災補償を受けられないかたに対して医療費などを支給する救済給付制度については、独立行政法人環境再生保全機構（☎0120-389-931）へお問い合わせください。

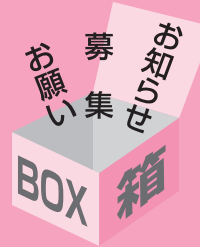
特別遺族給付金や労災保険制度については、岐阜労働局労災補償課（☎245-8105）または、各労働基準監督署にお問い合わせください。

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111
 北 事 務 所 ☎387-5816
 ☎387-6266
 福 康 セ ン タ ー ☎388-7171
 中 央 公 民 館 ☎388-3231
 (町体育協会事務局)
 歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156
 綜 合 会 館 ☎387-8432
 福 社 会 館 ☎387-1121
 子 育 て 支 援 ☎387-2664
 セ ン タ ー
 町 社 会 福 祉 ☎387-5332
 協 議 会

情報



岐阜県最低賃金の改正について

環境経済課

岐阜労働局では、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、10月1日から時給675円(4円引き上げ)とするよう改正しました。

「岐阜県最低賃金」は、常用・臨時・パート・アルバイトなどといった雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。

また、労働者の賃金が日給・月給などで支払われている場合、最低賃金額を満たしているかどうかは、当該賃金を1時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較することになります。

最低賃金の対象となる賃金は通常の所定内賃金に限られ、ボーナスなどの臨時の賃金、休日時間外などの割増賃金や精皆動手当・通勤手当(交通費)、家族手当は対象となりません。

なお、最低賃金に反する労働契約は無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、岐阜労働局労働基準部賃金室(岐阜市金竜町5-13 ☎245-8104)または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「第5回岐阜南ふるさと福祉村研修会」開催

岐阜南ふるさと福祉村

岐阜南ふるさと福祉村では、「お年寄りの安全・安心対策」をテーマに、医療機関・携帯電話会社・行政の立場から講演します。是非お出かけください。

【月 日】10月22日(日)

【時 間】午後1時30分～3時

【場 所】松波総合病院3階講堂

【参加料】無料

【問合先】岐阜南ふるさと福祉村

☎388-4867(松波総合病院内)

岐阜基地航空祭 航空自衛隊岐阜基地

航空自衛隊岐阜基地では、「航空祭」を開催します。是非、お出かけください。

【月 日】10月15日(日)

雨天決行

【時 間】午前9時～午後3時

【場 所】航空自衛隊岐阜基地

(交通...名鉄各務原線三柿野駅

またはJR高山線蘇原駅)

駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【問合先】航空自衛隊岐阜基地渉外 ☎382-1101

家庭教育シリーズ講座 第4弾!!

中央公民館

町では、家庭の教育力をステップアップし、元気な家庭づくりを目的として家庭教育シリーズ講座を開催しています。

第4回目は、笠松中学校PTAの皆さんと共催して次のとおり行います。お父さん、お母さんぜひ、お出かけください。

小さなお子さん連れでも参加できるように、託児室を設けていますのでご利用ください。

【日 時】10月21日(土)

午後2時～3時30分

【会 場】中央公民館

【テーマ】子どもはみんな一等賞「生き抜く勇気と底力を！」

講師 前真正町教育長 森 英信 氏

第36回 笠松町美術展開催

笠松町美術展実行委員会

笠松町美術展実行委員会では、「第36回笠松町美術展」を開催します。

開催中は、多数の作品の展示とチャリティ小品展を行います。お誘い合わせのうえ是非お出かけください。

【期 間】11月3日(金)～5日(日)

【時 間】午前9時～午後5時

(最終日は午後4時まで)

【場 所】中央公民館・町民体育館





〈各課直通電話〉

総務課	☎388-1111	福祉健康センター	☎388-7171
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	会計課	☎388-1119
住民課	☎388-1115	議会事務局	☎388-1110
福祉健康課 (窓口)	☎388-1116		

第47回「法の日」週間 10月1日(日)～7日(土)

無料法律相談所の開設

【日時】10月5日(木)

午前10時30分から午後3時まで

【場所】岐阜市正木1599

マーサ21 4階マーサホール

【主催】岐阜地方・家庭裁判所、岐阜地方検察庁、
岐阜地方法務局、岐阜県弁護士会

【相談員】弁護士、裁判所職員、法務局職員

“行政相談週間” 10月16日(月)～22日(日)

皆さんは、毎日の暮らしの中で、国の行政機関や、郵政公社、NTTなどの特殊法人・独立行政法人の仕事に対して苦情や要望をお持ちになったことはありませんか？

当町では、総務大臣から行政相談委員に委嘱された岩田修さん(宮川町57 ☎387-3718)がその解決と実現を図るため、自宅で随時相談に応じています。

また、今月は通常相談以外に18日(水)、19日(木)に行われる特別町民合同相談でも行政相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、総務省岐阜行政評価事務所(〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 ☎0570-090110)では、いつでも行政相談に応じています。また、ホームページ、E-mailによる受付も行っています。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>

E-mailアドレス

110gifu@soumu.go.jp

岐阜県教育週間 学校公開

県立岐阜工業高等学校

社会や地域から期待される岐阜工業高等学校を指して、学校を公開します。

【月 日】・全日制課程 11月3日(金)

・定時制課程 11月2日(木)

【時 間】・全日制課程 午前10時30分～午後2時
(文化祭)

・定時制課程 午後3時35分～午後8時
(平常授業)

【場 所】岐阜工業高等学校(常盤町1700)

【内 容】・各専門学科の体験コーナーでの「ものづくり」体験

・各専門学科の特色をいかした授業や実習の参観

【対象者】在校生保護者・地域住民・同窓生・中学生(制服で来てください)

【問合せ先】岐阜工業高等学校 ☎387-4141

「いきいき健康・福祉・美容フェア&メッセinぎふ」開催 (財)岐阜県健康長寿財団

【月 日】10月14日(土)～15日(日)

【時 間】午前10時～午後4時30分

【場 所】岐阜メモリアルセンター

で愛ドーム・体育室

岐阜市長良福光大野2675-28

☎233-8822

【内 容】・五感の刺激を通じた健康法の体験

・健康・福祉・美容関連商品の展示と販売

・東海ラジオ公開放送(14日)

ゲスト 神野美伽

・いきがいトークショー(15日)

ゲスト 蟹江篤子

【入場料】無料

【問合せ先】(財)岐阜県健康長寿財団 企画担当

☎273-1456

特別町民合同相談

区 分	相 談 員	相談日	時 間	場 所	内 容
法律相談	弁護士	19日(木)	午前10時 ～ 午後3時	福祉会館	取引・離婚などの法律的なこと
悩みごと相談	悩みごと相談員	18日(水)			家庭内・近隣の悩みごと
行政相談	行政相談委員・岐阜行政評価事務所職員	18日(水)			国の行政機関やNTTなどの特殊法人などの仕事に対する要望・苦情
人権相談	人権擁護委員・法務局職員	19日(木)			いやがらせ・名誉毀損など
心配ごと相談	民生委員				家庭内・近隣の心配ごと

法律相談のみ予約制です。

法律相談を希望されるかたは、10月10日(火)までに電話で総務課(内線204)へお申し込みください。

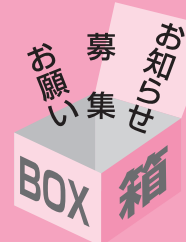
時間の関係上、相談は7人までとし、定員を超える場合は抽選となります。

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111
☎387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 祉 社 会 館 ☎388-7171
健康センター
中央公民館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)
歴史民俗資料館 ☎388-0161

松枝公民館 ☎387-0156
総合会館 ☎387-8432
福 祉 会 館 ☎387-1121
子育て支援センター ☎387-2664
町社会福祉協議会 ☎387-5332

情報



中山道太田宿見学会

中央公民館

木曾川学研究協議会では、「中山道太田宿見学会 - 幕末明治維新の歴史舞台をたどる - 」を次のとおり開催します。

太田宿は、中山道三大難所の一つに数えられた「太田の渡し」の要所で尾張藩代官所がおかれ、皇女和宮の降嫁、水戸天狗党の通行など幕末明治維新の重要な舞台となりました。秋の一日、宿場の散策を通して中山道の歴史をじっくり体感していただきます。

【月 日】10月27日(金)

【時 間】午前9時15分～午後4時30分

【集合場所】各務原市立中央図書館北側

(バスに乗り合わせて行きます。)

【定 員】35人(申込順)

【参加費用】1,500円(保険・資料・昼食代)

【注意事項】動きやすい服装、歩きやすい靴でご参加ください。

【申込開始】10月6日(金)午前8時30分～

【申込・問合せ先】

木曾川学研究協議会

(各務原市産業文化センター6階木曾川学研究所内)

☎383-1042

参加費を持参のうえ、直接お申し込みください。

(電話不可)

午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

 **GIFFU 笠松けいば**
<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

飛騨【SP】シリーズ

- 10月2日(月)飛騨美濃合併130周年記念 飛騨地域特別
- 3日(火)第34回ジュニアクワン(SP)陣屋特別
- 4日(水)奥飛騨特別・三番叟特別
- 5日(木)竜神特別・CJシリーズ第16戦
- 6日(金)中京スポーツ杯第7回スプリン(SP)絵馬特別

菊花【SP】シリーズ

- 10月16日(月)美濃菊特別
- 17日(火)飛騨美濃合併130周年記念 中濃地域特別
- 18日(水)中日スポーツ杯第30回岐阜金賞(SPI)白菊特別(指定交流)
- 19日(木)伊勢菊特別・CJシリーズ第17戦
- 20日(金)東海クワン・一文字菊特別

ホームページにてレース映像配信実施中
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信

第12回羽島郡スポーツ・レクリエーション祭 参加者募集

羽島郡二町教育委員会

住民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を目的に、羽島郡スポーツ・レクリエーション祭を開催します。

【月日・種目・会場など】

10月29日(日)

▶ベタンク

・小学校4年生以上(岐南町総合体育館多目的広場)

▶ソフトバレーボール

・16歳以上男女(岐南町総合体育館)

▶ラージボール卓球

・16歳以上男女(岐南町総合体育館卓球場)

▶グラウンド・ゴルフ

・中学生以上(多目的運動場)

▶ゲートボール

・16歳以上男女(米野ゲートボール場)

▶ターゲット・バードゴルフ

・中学生以上男女(トンボ天国芝広場)

【申込締切】10月17日(火)

【申込・問合せ先】

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

または中央公民館

「省エネルギーの切り札!燃料電池」 公開講座

県立岐阜工業高等学校

「燃料電池」は、有害な物質を発生させず、クリーンで半永久的に使える電源として脚光を浴びています。都市型発電からノートパソコンの電源まで幅広い分野で実用化が進められています。また、太陽光発電に替わる次世代の発電システムとして、家庭普及も間近といわれています。今回、省エネルギーの切り札である「燃料電池」について、わかり易く解説する講座を開設します。

これからのエネルギー「燃料電池」について、一緒に学びませんか。講義の後、岐工高・設備棟の見学や燃料電池で動くロボットの展示も予定しています。ぜひ参加ください。

【日 時】12月9日(土)

午前9時30分～11時45分

【場 所】県立岐阜工業高等学校

設備システム棟 2F

【定 員】25人(申込順)

【講 師】東邦ガスエネルギー開発部

【対 象】中学生以上(無料)

【講義内容】

- ・天然ガスから水素エネルギーについて
- ・燃料電池の原理と今後
- ・燃料電池を使用したロボットや実験装置での体験と設備棟見学

【申込・問合せ先】

岐阜工業高等学校 設備システム科 ☎387-4141



保健 (健診・予防接種・相談・教室など)

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
ポリオ予防接種	4日(水)	13:30~14:30	福祉健康センター
	6日(金)		
乳児健康診査・BCG予防接種	3日(火)	13:20~14:10	
1歳6か月児健康診査・フッ化物塗布	12日(木)	13:10~13:50	
3歳児健康診査・フッ化物塗布	26日(木)		
お誕生教室	17日(火)	13:20~14:00	
にこにこ教室	26日(木)	9:20~9:30	
歯みがき教室	2日(月)	13:00~14:30	
	24日(火)		
プレパマクラブ	24日(火)	13:00~13:10	
育児相談・マタニティ相談	2日(月)	13:00~14:30	福祉健康センター
	11日(水)	10:00~11:30	第一保育所
	18日(水)	13:30~14:30	下羽栗会館
	24日(火)	13:00~14:30	福祉健康センター
健康相談	2日(月)	13:00~14:30	福祉健康センター
	11日(水)	13:30~14:30	福祉会館
	18日(水)		下羽栗会館
転倒予防教室	5日(木)	13:30~15:15	総合会館
	19日(木)		
認知症・閉じこもり予防教室	25日(水)	13:30~15:15	福祉健康センター
胃がん・大腸がん・肺がん検診	2日(月)	8:45~10:30	福祉会館
	11日(水)		総合会館
	16日(月)		スポーツ交流館
	18日(水)		総合会館
	20日(金)		スポーツ交流館
	23日(月)		福祉健康センター
乳がん検診	13日(金)	9:15~11:00	総合会館
	25日(水)	9:15~11:00	福祉会館
		13:15~14:30	
献 血	18日(水)	9:00~11:30	笠松刑務所
		13:00~16:00	(株)光製作所
	26日(木)	10:00~11:00	丸十産業(株)
		13:00~16:00	愛生病院



相 談

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
心配ごと相談	担当地域民生委員の在宅相談		
悩みごと相談	4日(水)	13:00~15:00	福祉会館
	18日(水)	10:00~15:00 特別町民合同相談 (17ページ参照)	
行政相談	在宅相談 行政相談委員 岩田 修 宮川町57 ☎387-3718		
人権相談	在宅相談 人権擁護委員 齋藤好子 中川町20 ☎387-0812 保母勝壽 弥生町30 ☎387-2782 後藤 稔 北及1183 ☎388-1495 杉原貴子 中野256 ☎388-1496		
身体障害者相談	在宅相談 身体障害者相談員 南谷隆行 上本町26 ☎387-2247 早水春生 西宮町131 ☎388-0029 河尻和男 北及1902 ☎387-5788 堀場靖隆 円城寺929 ☎388-3791		



地域の福祉みんなで参加



ごみ川柳
おぼえよう ごみの分けかた 捨てかたを
岐阜県第8回「ごみ対策」川柳コンテスト佳作作品

10月15日家庭の日

▼今月のテーマ
家族みんなで、
スポーツや読書に
親しみましょう

図書室休室日のお知らせ

今月のお休みは10月1日(日)、2日(月)、15日(日)、31日(火)です。
中央公民館・松枝公民館・総合会館の図書館には、毎週新しい本が入ってきます。新着本は、ホームページの蔵書検索からご覧いただけます。

今月の納税・納付

町 県 民 税 3期分
国民健康保険税 7期分
介護保険料 7期分

納期限 **10月31日(火)まで**

心温まる

あいさつメッセージ

「おはようございます。」
毎朝、子どもたちの元気な声と笑顔から力をもらい、「よし今日もがんばろう。」と一日をさわやかにスタートします。

ところが、「最近の子どもは、あいさつをしない。」などの地域のかたの声も耳にします。

そんな中、笠松町道徳教育連絡会議から あいさつメッセージ募集の手紙が届きました。

早速、松枝小学校でも、児童と保護者にその旨をお知らせしたところ、心温まるすてきなメッセージを多くいただきました。一つ一つのメッセージを読んでいると、あいさつを通して人と人の心がつながっていることを

感じます。



あいさつ運動をする松枝小学校児童

に力がわいてきます。

(一年保護者)

明るい笑顔のあいさつは、何よりのプレゼント。その日一日やさしい気持ちになれるね。

(二年保護者)

人の子も我が子も同じ親心。行きも帰りも笑顔であいさつ目を守り、心の通う協同隊。

(三年保護者)

あいさつとびかう町は、みんなニコニコさわやかで、不審者さえも遠のいた。

(四年保護者)

いつでもどこでも明るい挨拶。元気な挨拶の回数だけ、町全体が明るく守ります。

(五年保護者)

元気なあいさつから未来が見えてくる。

(六年保護者)

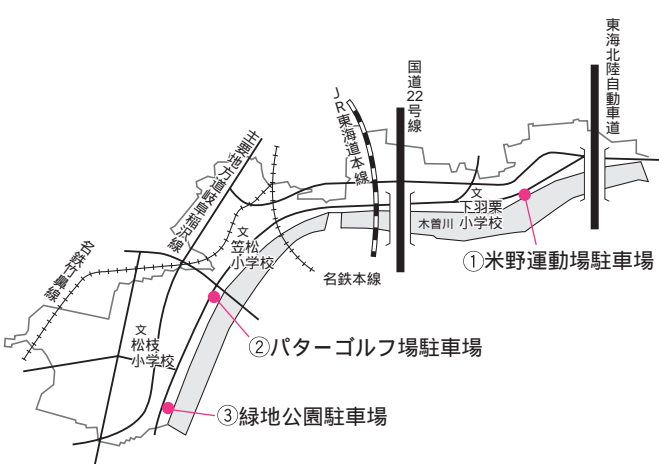


保護者といっしょに「子ども110番の家」へあいさつ

心温まるメッセージ、ありがとうございました。

松枝小学校

教頭 河井洋子



集合場所

- ① 米野運動場駐車場
- ② パターゴルフ場駐車場
- ③ 緑地公園駐車場

ご都合の良い場所にお集まりください

川と海のクリーン大作戦

美しい水辺をあなたの手から子どもたちへ

町では、みんなの力を集結してふるさとのきれいな川や海を子どもたちに残そう。

中止の場合は、午前7時に防災行政無線でお知らせします。

をテーマに「川と海のクリーン大作戦」を木曾三川流域を中心とした沿川にお住まいのかた・河川利用者や自治体と協働で実施します。是非ご参加ください。

【趣旨】生活に欠かすことのできない水、しかし水辺には不法投棄されたゴミや、上流から流れ着いた漂着ゴミが目立っています。私たちが心地よく、また安心して過ごすために、美しい水辺をまもりましょう。そんな思いで川と海のクリーン大作戦を行います。

【日時】10月22日(日)午前8時から1〜2時間程度(小雨決行)

【趣旨】生活に欠かすことのできない水、しかし水辺には不法投棄されたゴミや、上流から流れ着いた漂着ゴミが目立っています。私たちが心地よく、また安心して過ごすために、美しい水辺をまもりましょう。そんな思いで川と海のクリーン大作戦を行います。



付加保険料を納付しませんか

基礎年金に上乗せ

厚生年金保険などの被用者年金に加入しているかたは、報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者など国民年金の第1号被保険者のかたは、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額です。現在、老齢基礎年金の年金額は792,100円（平成18年度の満額）ですが、老後に受ける老齢基礎年金をより高いものにしたいと考えているかたのために、付加年金があります。毎月の国民年金保険料（13,860円＝平成18年度額）に付加保険料を上乗せして納めることで、より多くの年金を受け取ることができる仕組みです。

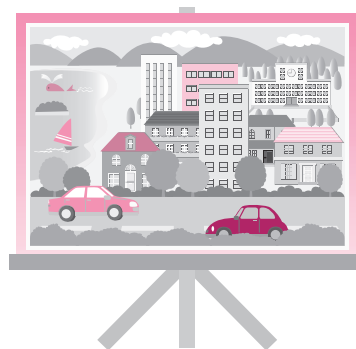
国民年金

[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

付加年金の額

付加保険料の額は1ヶ月400円で、付加年金の額は「200円×付加保険料納付月数」です。

つまり、保険料400円に対して年金額200円ですから、受給開始から2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。



注意1

付加年金に加入できるかたは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者のかたです。保険料納付の免除・猶予を受けているかたや国民年金基金に加入しているかたは加入できません。

注意2

付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給する場合は、付加年金も繰上げ・繰下げ受給となり、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

教育委員会
だより

これからの地域スポーツ

「運動したい」と日頃から考えている皆さんに、「なぜですか」と尋ねたらどんな答えが返ってくるでしょうか。

「最近、体重が増えてきて」「メタボリック症候群が気になって」「スポーツを通して仲間を増やしたい」「家族や親子で気軽に運動したい」と、きっとそれぞれ目的が異なると思います。

しかし、運動したいと思っただけで、日常生活において体を動かす機会を定期的につくることはなかなか難しいことだと思えます。目的にあったスポーツクラブやスポーツ教室・講座などが身近にないということもあるでしょう。

これから私たちがめざしていく生涯スポーツ社会は、「それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつ

までもスポーツに親しむことができる社会」です。それを実現するためのひとつの方策として、今、全国各地の実情に合わせて地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」が設立されています。

現在、全国の公共スポーツ施設を拠点とするスポーツクラブの約九割が単一型です。そのため、世代をこえ、種目をこえ、多様な技術・技能レベル、多様な興味・関心をもつ人たちが参加できる地域スポーツクラブをつくっていくことが必要だと言われています。それは、生涯にわたる豊かなスポーツライフおよび健康の保持増進につながるのと同時に、地域の活性化にも大きな役割を果たすと考えています。

「スポーツを通じた健康づくり・まちづくり」について、地域の皆さんの力が、今、求められています。

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会

☎245-1133

みなさん、すてきに变身してみませんか。
 私たちの洋裁サークルは、40代から70代の女性が、好きな布を選んで好きな型の服を楽しみながら縫います。自分の体に合った型紙で作るので、とても着やすい服になります。
 また、今ブームの着物のリフォームも楽しんでいきます。
 初めて洋裁をするかたもオシャレを楽しんでみませんか。関心のあるかたは、ぜひサークルに一度遊びに来て楽しさを見つけてください。
【活動日】 毎月第2・4火曜日
 午前9時30分
【場所】 下羽栗会館
【連絡先】 米野 中子るみ子宅
 ☎387 1518



おなまえは

いわ た かず ま
岩田和篤くん(門間)
 (H17.10.19生)

岩田高広・静香さんの子

ぼく、ソファーによじのぼつて
 電気のスイッチを入れるのが 大好き♡
 いつも「あぶな〜い！」って
 おこられちゃう。
 絵本を自分でめくるのも 楽しいナ♪
 いっぱい 楽しいこと見つけるゾ!!



こんにちは



おなまえは

は た の
羽田野まなちゃん(下新町)
 (H17.10.2生)

羽田野正雄・和歌子さんの子

好奇心旺盛で 見るものみんなに
 興味津々の まなごあ！
 お外も大好き。
 お兄ちゃんと わんこと みんなで
 お散歩してるの 見かけたら声かけこね！
 お得意のバイバイ披露しまあ！



まちの人口

平成18年9月1日現在

前月比

人口 22,409人(減21)

男 10,770人(減12)

女 11,639人(減9)

世帯数 7,834世帯(減10)



は お休 みました。
 こんなどきどきとするのQ&Aの「T」ナイ



テーマ:笠松川まつり
 大野 功田代八〇八 三〇作

かさまつまちづくりイベント実行
 委員会主催の「笠松川まつり写真コ
 ンテスト」へ応募いただいた作品の中
 から厳正なる審査の結果、次の作品
 が会長賞に選ばれました。
 実行委員会では、この作品を来年
 の「笠松川まつり」のポスターなどに
 使用する予定です。

飛騨美濃合併130周年記念
「笠松川まつり」
写真コンテスト入賞者